

香川県森林・竹林整備緊急対策事業補助金交付要綱

(制 定) 令和元年 5 月 31 日 元み整第 17067 号

(一部改正) 令和 2 年 6 月 1 日 2 み整第 18986 号

(一部改正) 令和 4 年 4 月 1 日 3 み整第 141322 号

(一部改正) 令和 6 年 8 月 23 日 6 林政第 116610 号

(一部改正) 令和 7 年 4 月 1 日 6 林政第 278429 号

(趣旨)

第 1 条 香川県森林・竹林整備緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的)

第 2 条 知事は、森林の持つ山地災害の防止や水源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能の高度発揮及び景観の保全並びに野生鳥獣被害の軽減を図り、県土の保全と里山の再生を推進するため、人工林や里山周辺で放置された竹林及び広葉樹林等における森林整備等に要する経費の一部について、次条に定める事業を実施し、第 4 条に定める要件を満たす者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の対象)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 里山環境整備事業
- (2) 森林整備促進事業
- (3) 森林資源搬出促進事業
- (4) 県産間伐材搬出促進事業

2 補助事業の対象となる区域、事業規模、経費及び補助率は別表 1 のとおりとする。

3 ただし、市町長が、地域の事情等に鑑み、特に必要があると認めた場合であって、かつ、あらかじめ知事の承認を得た場合には、第 2 項の規定にもかかわらず、知事が別に定める基準によることができるものとする。

(補助事業者)

第 4 条 補助事業者は、次のいずれかに該当し、県税を滞納していない者とする。

- (1) 市町
- (2) 森林所有者
- (3) 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）
- (4) 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）

- (5) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）
- (6) 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）
- (7) 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
- (8) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）

（補助申請）

第5条 補助事業者は、次の各号に掲げる書類正副2通を事業が終了したのち、すみやかに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
 - (2) 施業図及び位置図
 - (3) その他知事が必要と認めて指示した書類
- 2 補助事業者は、補助金の交付申請について、第三者に委任することができる。
- 3 前項の規定により、補助金の交付申請について、補助事業者から委任を受けた者が第1項の規定による補助金の交付の申請をするときは、同項各号に定める書類のほか委任状を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の書類の提出があったときは、これを審査し、かつ、現地調査を行ったのち、補助金の交付を決定するとともに交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知する。

- 2 知事は、前項の補助金の交付の決定をする場合において、申請者に対して、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（補助金の概算払）

第7条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の概算払による補助事業者は、第5条第1項各号に掲げる書類正副2通を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し、かつ、現地調査を行ったのち、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知する。
- 4 第5条第2項及び第3項の規定は、第1項の概算払による補助金の交付の申請について準用する。

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、補助金交付請求書に知事が必要と認めて指示した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に対し、補助金を交付する。

(実績報告)

第9条 概算払による補助金の交付を受けた補助事業者は、事業が終了したのち、実績報告書正副2通を速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告書の提出があったときは、これを審査し、かつ、現地調査を行ったのち、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知する。

(報告及び指示)

第11条 知事は、必要と認めるときは、事業に関し報告を求め、又は職員に命じて事業に関する書類を検査させ、その他成林に必要な保育について指示をすることができる。

(補助の取消等)

第12条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 事業終了後における保育の状況が不良のとき。

(5) 法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(書類の提出)

第13条 この要綱により知事に提出する書類は、当該事務を所掌する林業事務所又は小豆総合事務所の長を経由しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は令和元年6月1日から施行する。

2 香川県里山環境整備事業補助金交付要綱は廃止する。なお、平成30年度繰越にかかる事業にあつては従前の例による。

3 香川県緑のダム整備事業補助金交付要綱は廃止する。なお、平成30年度繰越にかかる事業にあつては従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 香川県単独県費造林事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。なお、令和 3 年度繰越にかかる事業にあっては従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和 6 年 8 月 23 日から施行する。なお、令和 5 年度繰越にかかる事業にあっては従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。なお、令和 6 年度繰越にかかる事業にあっては従前の例による。

別表 1

事業名	対象区域等	事業規模	補助の対象となる経費		補助率
里山環境整備事業	①放置された森林（竹林・広葉樹林）であって低下した公益的機能の回復のため森林整備を実施する区域とし、人家、農地、主要公共施設（学校、官公署、病院、道路等）等から概ね 50m の範囲内であること。 ②農地においては 1 ha 以上、人家においては 2 戸以上の受益が図られるものであること。	1 施行地の面積が 0.1ha 以上とする。	荒廃竹林整備	荒廃した竹林の質的、構造的な改善を目的として行う前生竹の伐倒、搬出集積等に要する経費並びに諸掛費	香川県造林事業補助金交付規程（昭和 36 年香川県規則第 487 号）（以下「交付規程」という。）に基づく特定機能回復事業と併せて実施する事業の場合 100 分の 10 以内
				森林整備のうち竹のチップ化、材の搬出等に必要な土場等の施設整備に要する経費並びに諸掛費	
			人工造林	荒廃した竹林・広葉樹林であって、樹種転換を図る林分で森林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植付け、播種、施肥、特殊地拵え等に要する経費並びに諸掛費	交付規程に基づく森林環境保全直接支援事業と併せて実施する事業の場合 100 分の 14 以内
			保 育	植栽により更新したⅡ齢級以下の人工林又は整理伐を行ったⅧ齢級以下の林分で行う雑草木竹の除去、芽掻き及びこれに併せて行う施肥、クズ処理、薬剤処理に要する経費並びに諸掛費	
			森林作業道整備	造林用資材及びチップの搬入等の作業のために設置する簡易な施設である作業道の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	
			更新伐	天然林の質的、構造的な改善のための適正な更新を目的としてⅩⅧ齢級以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らし等に要する経費並びに諸掛費	
				荒廃した竹林であって、適切な密度の竹林として管理するために行う不用木の除去、不用竹や支障竹等の伐採、整理、搬出集積等に要する経費並びに諸掛費	交付規程に基づく事業の対象とならない場合 100 分の 82 以内

事業名	対象区域等	事業規模	補助の対象となる経費	補助率
森林整備 促進事業	① 森林の有する公益的機能の維持、向上を図るため森林整備を実施する区域であること。	① 1 施行地の面積が 0.1ha 以上とする。	① 香川県造林補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める事業内容の実施に要する経費並びに諸掛費。 実施要領に定める付帯施設等整備のうち補助対象要件（他の施業と一体的に実施するものであること。）を満たさない鳥獣害防止施設等整備の実施に要する経費並びに諸掛費。	① 交付規程に基づく事業と併せて実施する事業の場合 （搬出間伐以外） 100 分の 10 以内 （搬出間伐） 100 分の 20 以内 交付規程に基づく事業の対象とならない場合 （搬出間伐以外） 100 分の 68 以内 （搬出間伐） 100 分の 88 以内
	② ①のうち間伐施行地で高性能林業機械等を使用し、作業ポイントまでの搬出集積作業を行っていること。	② 1 施行地当たり 1 回とする。	② 実施要領に定める高性能林業機械等（1 台分）の保管場所又は他の間伐施行地からの運搬に要する経費。	② 1 回当たり 44,000 円以内
	③ 交付規程及びこの要綱に基づく事業で実施した鳥獣害防止施設等であること。	③ 1 施行地当たり 6 回以内とする。	③ 香川県造林補助事業実施要領の運用に定める鳥獣害防止施設等整備の維持管理に係る点検・補修等に要する経費（ただし、設置後 10 年以内に限る。）。	③ 1 回当たり 23,000 円以内

事業名	対象区域等	事業規模	補助の対象となる経費	補助率
森林資源 搬出促進 事業	①交付規程及びこの要綱に基づく 事業で発生した木材又は竹材を 運搬、出荷し、出荷先からの材の 納入量に関する証明を得ている こと。	出荷先からの証明 が木材 1 m ³ 又は竹 材 1t 以上とする。	伐採した材の伐採箇所から原木市場、製材所、その他の出荷先まで の積込、運搬に要する経費（運搬距離は、一般に利用しうる経路の 長さによるものとする。）。	木材 1 m ³ 又は竹材 1t 当たり 運搬距離 20km 未満 1,300 円以内 運搬距離 20km 以上 2,600 円以内 航送料 1,000 円以内
県産間伐 材搬出促 進事業	①森林の有する公益的機能の維持、向上を図るため森林整備を実施する区域のうち、スギ、ヒノキ人工林で 60 年生を超えるものであること。 ②①の施行地で高性能林業機械等を使用し、作業ポイントまでの搬出集積作業を行っていること。 ③交付規程及びこの要綱に基づく事業で発生した木材又は竹材を運搬、出荷し、出荷先からの材の納入量に関する証明を得ていること。	① 1 施行地の面積が 0.1ha 以上とする。 ② 1 施行地当たり 1 回とする。 ③出荷先からの証明が木材 1 m ³ 又は竹材 1t 以上とする。	①適正な密度管理（間伐率 10%以上 20%未満）を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積に要する経費並びに諸掛費。 ②実施要領に定める高性能林業機械等（1 台分）の保管場所又は他の間伐施行地からの運搬に要する経費。 ③伐採した材の伐採箇所から原木市場、製材所、その他の出荷先までの積込、運搬に要する経費（運搬距離は、一般に利用しうる経路の長さによるものとする。）。	①100 分の 88 以内 ② 1 回当たり 44,000 円以内 ③木材 1 m ³ 又は竹材 1t 当たり 運搬距離 20km 未満 1,300 円以内 運搬距離 20km 以上 2,600 円以内 航送料 1,000 円以内

